

水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表の改正概要について

1. はじめに

厚生労働省が作成している「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」は、国庫補助事業を対象に標準的な工事価格を算定し、適正な水道施設整備が可能となるよう施工技術調査検討会を設置し、適宜必要な調査及び検討を行いながら、その適正化を図っています。

そのうち諸経费率については、2カ年にわたる諸経費動向調査の結果、見直しをすることとし、他の公共工事との整合性や諸経费率算定方法の合理性を勘案し、国土交通省の土木工事標準積算書を踏まえて改正することにしました。

2. 改正の概要

平成21年度の積算基準及び諸経费率に関する改正は、表-1に示す工種区分として、①開削工事及び小口径推進工事、②シールド工事及び坑内作業を伴う推進工事、③浄水場などの構造物工事を設定しています。

また、諸経费率の計算は、表-2の率計算式を適用することとし、共通仮設费率、現場管理费率、一般管理费率等の標準値は、それぞれ表-3から表-5に示すとおりです。なお、共通仮設费率及び現場管理费率は、その工種区分に従って水道独自の係数を設定しており、率算定に用いる対象額（共通仮設费率はP、現場管理费率は N_p をいう）は、管材費（管及び弁類等）のうち原則1/2の金額を含めないものとします。

表-1 工種区分

工種区分	工種内容
開削工事 及び 小口径推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
シールド工事 及び 推進工事	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事
構造物工事（浄水場等）	水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事

表-2 諸経費の率計算式

・共通仮設费率 K_r (%) $K_r = A \cdot P^b$ (P:対象額(円)、A・b:変数値)
・現場管理费率 J_o (%) $J_o = A \cdot N_p^b$ (N_p :純工事費(円)、A・b:変数値)
・一般管理费率 G_p (%) $G_p = -2.57651 \times \text{Log}(C_p) + 31.63531$ (C_p :工事原価(円))

表－3 共通仮設費率標準値

工種区分	対象額 (P)	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分	下記の率とする	A×P ^b より算定された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
開削工事及び小口径推進工事		13.32%	485.4	-0.2231	4.08%
シールド工事及び推進工事		12.85%	422.4	-0.2167	4.08%
構造物工事（浄水場等）		7.64%	13.5	-0.0353	6.34%

表－4 現場管理費率標準値

工種区分	対象額 (N _p)	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 20 億円以下		20 億円を 超えるもの
	適用区分	下記の率とする	A×N _p ^b より算定された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
開削工事及び小口径推進工事		21.35%	103.1	-0.0977	12.72%
シールド工事及び推進工事		23.98%	27.9	-0.0094	22.81%
構造物工事（浄水場等）		16.20%	21.1	-0.0164	14.85%

表－5 一般管理費等率

工事原価	500万円以下	500万円 超え 30億円 以下	30億円を 超えるもの
一般管理費等	14.38%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22%

※一般管理費等率算定式： $G_p = -2.57651 \times \text{Log}(C_p) + 31.63531$ (C_p:工事原価(円))